報道発表資料

東京消防庁　Tokyo Fire Department

令和６年５月２８日

令和6年度危険物安全週間の実施について

危険物安全週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を目的としており、都民に対する身近な危険物の安全な取扱いに関する知識の普及啓発を行うとともに、各事業所における自主保安体制の確立を推進します。

１　実施期間

令和６年６月２日（日）から６月８日（土）まで

２　推進項目

⑴　都民一般を対象とした項目（別添え１）

ア　危険物を含む身近な物品の安全な取扱いの普及啓発

福岡県で昨年発生したバーベキュー中の消毒用アルコールの不適切な取扱いによる死亡事故や、近年増加しているリチウムイオン電池による火災等、危険物を含む身近な物品の危険性について周知を図る必要があることから、消毒用アルコール、着火剤、スプレー缶、リチウムイオン電池等の安全な取扱方法について普及啓発します。

イ　給油取扱所の安全な利用に関する普及啓発

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（セルフスタンド）において利用者の不注意等による事故が増加していることから、セルフスタンドの適切な利用方法について普及啓発します。

⑵　危険物施設等を有する事業所を対象とした項目

ア　給油取扱所における指導

⑺　ガソリンの容器詰め替えに関する指導

危険物の規制に関する政令第１７条に規定する給油取扱所（航空機、船舶、鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する給油取扱所を除く。）において、ガソリンを固定給油設備から容器に詰め替える際の容量制限（２００Ｌ）が撤廃されました。一方でこの場合、給油ノズルに満了停止装置を設けることが義務となったことから、併せて指導します。

⑴　ガソリンの容器詰替え販売に関する指導

危険物の規制に関する政令第１７条に規定する給油取扱所（航空機、船舶、鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する給油取扱所、自家用給油取扱所を除く。）の事業者に対して、検査等の機会を捉えて、ガソリンの詰替え販売における

本人確認等に関する事項について引き続き指導します。

⑼　給油取扱所に設置することができる建築物に関する指導

給油取扱所に建築することができる建築物の用途が拡大されたことから、事業者へ周知及び指導します。

⑽　給油取扱所の営業時間外に係員以外のものが出入りする場合の安全対策について

給油取扱所の営業時間外に販売の業務を行うことができるように法令改正されたことから、事業者に周知するとともに、必要な安全対策も併せて指導します。

イ　危険物施設等に係る運用基準の周知

⑺　一般取扱所に該当する危険物取扱設備の遠隔制御等に係る運用について

一般取扱所の遠隔監視に関する運用基準が示されたことから、関係事業所に周知するとともに併せて指導します。

⑻　著しく消火困難な製造所等に設置する消火設備に係る基準の運用について

著しく消火困難な製造所等に設置する消火設備に関する設置基準の解釈及び運用が示されたことから、関係事業所に周知するとともに併せて指導します。

ウ　危険物を貯蔵し、取り扱う事業所の自主保安体制の向上に関する指導

⑺　令和６年能登半島地震の発生により、事業者の防災についての関心が高まっている機会をとらえ、危険物を貯蔵し、取り扱う施設の地震対策について指導します。

⑻　石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に対し、防災体制の充実強化のため指導します。

⑼　自動車整備工場、理工系大学等、危険物取扱者以外が危険物を取り扱う事業所に対し、危険物の適正な取扱方法、事故発生時の対応要領等について指導します。

エ　手続等の利便性向上に関する情報提供

電子申請の対象手続きが拡大するとともに、製造所等の完成検査等においてリモート検査を導入する等、ＤＸ推進による利便性向上を図っていることから、事業者に対して利用方法等を広報します。

３　危険物安全週間に伴う消防演習

地震災害時における危険物施設内での危険物流出及び火災への対応能力の向上並びに事業所等との連携活動能力の向上を図ることを目的として消防演習を実施します。（別添え２）

⑴　日時

令和６年６月５日（水）１５時００分から１６時００分まで

⑵　場所

日本化薬株式会社　東京工場　（足立区新田一丁目２３番１号）

４　危険物安全週間に関する特設ページの開設

東京消防庁ホームページに令和６年度危険物安全週間特設ページを開設しました。

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/k_week/index.html

５　危険物安全週間に伴う各署の行事予定

東京消防庁公式アプリのイベント情報でご確認ください。

問合せ先
東京消防庁（代）　電話３２１２－２１１１
危険物課製造所規制係　内線４８４５
広報課報道係　　内線２３４５～２３５０

別添え１

身近な危険物の安全な取り扱い方法をチェックしましょう！

身近な危険物を含む物品

危険物は、普段の生活の身近なところにたくさんあります。車の燃料や消毒用アルコールが危険物なのはご存じかもしれませんが、モバイルバッテリーなど意外なところにも危険物が使用されている場合があります。中に入っている危険物の量は少量の場合もありますが、大きな火災に発展する可能性があります。

車の燃料
（ガソリン、軽油）

ストーブの燃料
（灯油）

消毒用アルコール、
度数が高い酒類

アロマオイル、
動植物油

スプレー缶
（エアゾール製品）

モバイルバッテリー
（リチウムイオン電池）

着火剤、固形燃料

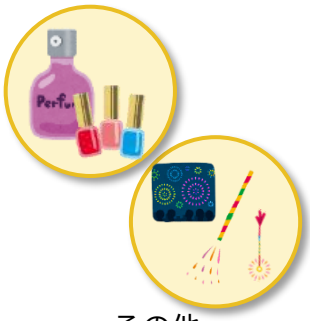

その他

危険物を使用するときの注意事項

ガソリンスタンドでの事故について

身近な危険物を取り扱う施設であるガソリンスタンドですが、スタンド利用者が原因となる事故が多発しています。

セルフスタンド利用時のポイント！

ガソリンスタンド内は安全運転

ガソリンスタンド内には、様々な機器や他の車両があり、運転には十分な注意が必要です。

急発進、急ハンドルは避けましょう。

案内標示に従い駐車

矢印などの誘導に従い、白線などで示された場所に停車し、必ずエンジンを停止しましょう。

静電気除去シートにタッチ

給油キャップを開ける前に「静電気除去シート」に触れ、静電気を除去してから給油を始めましょう。

正しい操作で給油

選んだ油種の給油ノズルを取り、給油口の奥まで差し込み、レバーをしっかり握って給油をしましょう。

継ぎ足し給油をしない

満タンになると給油は自動的に停止します。吹きこぼれるおそれがあるので継ぎ足し給油はやめましょう。

給油キャップの置忘れ注意

給油口からガソリンや可燃性蒸気が漏れないよう、給油キャップは忘れずに締めましょう。

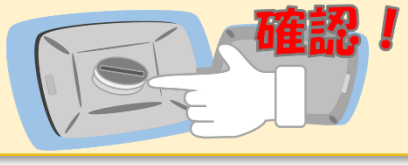

別添え２

令和６年度危険物安全週間に伴う消防演習

１　日時

令和６年６月５日（水）１５時００分から１６時００分まで

２　場所

日本化薬株式会社　東京工場（足立区新田一丁目２３番１号）

３　演習想定

令和６年６月５日（水）１５時００分、都心南部を震源とした首都直下地震により屋外タンク貯蔵所において危険物が流出し、従業員が受傷したため、自衛消防隊による危険物流出防止活動と応急救護活動を行います。さらに、危険物倉庫で火災が発生し、自衛消防隊が初期消火活動を行うとともに、通報を受けて出場した消防隊と消防団が消火活動を行います。

再び地震が発生し、倒壊危険のある建物から消防隊が緊急脱出するとの想定で実施します。

４　統裁者等

統裁者	第六消防方面本部長	西原　健治（にしはら　けんじ）
統括指揮者	千住消防署長	山根　朋公（やまね　ともひろ）
指揮者	千住消防署警防課長	古木　康友（ふるき　やすとも）

５　参加機関

⑴	日本化薬株式会社	４０名
⑵	東京消防庁	２３名、車両６台、消防ヘリコプター１機
⑶	千住消防団	５名、車両１台
⑷	足立区役所	９名
		合計　４機関　　７７名、車両７台、消防ヘリコプター１機

６　　演習時系列

１５時００分　演習開始

１５時４２分　一斉放水

７　取材について

⑴　取材を希望する社は、６月３日（月）１２時００分までに広報課報道係までご連絡ください。

⑵　事前説明は、14 時 30 分から受付（別図参照）で行いますので、それまでに受付を済ませてください。

⑶　施設内での取材時は必ず自社腕章とヘルメットを着用してください。

⑷　駐車場はありませんので、予めご了承ください。

別図

危険物安全週間に伴う消防演習　実施場所案内図

参加隊部署位置及び演習想定図